

<個人・医療法人>

A34 奥様の給与額が暦年で 103 万円以上あれば、所得税の配偶者控除の適用はありません。

さらに、給与以外の収入でもその所得の合計が 38 万円以上あるようなら、同様に配偶者控除の適用はありません。